

米国・代理母の実態を描く衝撃のドキュメンタリー！

BREEDERS

A FILM BY THE CENTER FOR BIOETHICS AND CULTURE

代理出産 繁殖階級の女？

代理出産は、21世紀初めの重要な論争の一つである。

有名人、一般人の別に関わらず、家庭を築く目的で人々はますます代理母を利用するようになった。

けれどもこの方法は、女性、子ども、そして家族にとって複雑な問題をはらんでいる。

代理母となった女性や、その女性から産まれてくる子どもたちにどんな影響が生じるのだろうか。

金銭のやりとりは物事を複雑にするのか。

親族や知人が自己犠牲で代理母になった場合に問題はないのか？

ある人が代理出産を美しい善行と言う一方

別の人はそれを赤ちゃん製造、妊娠・出産を貶める行為として批判する。

いったいこの方法はどう捉えられるべきなのか。

そして社会は代理出産への折り合い方を見つけられるのか。

そもそも私たちがこの方法に、歩み寄りを模索すべき理由はあるのだろうか？

本映画は、これまで比較的問題がないとされてきた「ボランティア」女性による

「人助け」の代理出産に焦点を当て、代理母やその周囲の人々の語りを通じて、

この方法が当事者の間にもたらす影響を描きだすものである。

制作 ■ The Center for Bioethics and Culture (CBC : 生命倫理文化センター)

日本語版制作 ■ 代理出産を問い直す会



a subclass of women?



Collin B. Smikle, MD, FACOG

Medical Director, Laurel Fertility Care

Marlane Angle, PhD

IVF Laboratory Director, Laurel Fertility Care



O. Carter Snead

William F. and Hazel B. White Director, Center for Ethics and Culture
Professor of Law, University of Notre Dame



MonaLisa Wallace

Attorney
Board of Directors, National Organization for Women (NOW)

ドキュメンタリー「代理出産 繁殖階級の女？」

本作品について

About

これまで代理出産に関し、マス・メディアの多くは、それを不妊女性の困難に焦点を当てつつ、代理出産を女性たちの「助け合い」による「善行」と位置づける傾向にあった。2000年代になり、インドやタイの貧困女性を代理母とする「生殖アウトソーシング」が伝えられてからは、代理出産を南北問題の一つとして批判的に捉える視点も徐々に増え始めている。一方、こうした経済的な不平等に焦点を絞る議論は、無償のボランティアならば問題がないとして、親族間や友人間で実施する代理出産の擁護に借用されることもある。

しかし金銭の拝受さえなければ問題はないのだろうか？ 無償であれ有償であれ、「代理出産」という行為、それじたいに人々の心を不穏にさせる何かがあるのではないか。生殖をめぐる進みつつある経済格差や搾取のありかを論じると同時に、代理出産とはいかなる行為なのか、いまあらためてそこに光が当てられるべきではないか。

ドキュメンタリー映画『代理出産 繁殖階級の女？』（原題「Breeders: A Subclass of Women?」2014年制作）は、経済的な問題に眼を配る一方で、代理出産の本質でありながら、近年の議論から忘れ去られてきた、代理出産という行為そのものに焦点を当てる。

本映画は、アメリカ国内で人助けの名目のもと代理母になった女性たちや生まれた人の語りを軸としつつ、これまで水面下へ押しやられた問題を、一つ一つ取り上げていく。代理母となった女性と依頼者の関係性や、代理母の心理の変化、人々が代理母に注ぐ視線の変化などが描かれ、代理出産に関係する人々の間に、複雑な問題を作り出す姿が明るみに出される。引き離される子を見た子と、引き離された子、それぞれ別の立場にいる子どもたちは、その事実をどう受け止めるのだろう。まだ幼い子が代理母に発した言葉からは、生まれた当事者だからこそたどり着く視点への、息を呑む現実を感じずにはいられない。

これまでの報道では見えなかった事実をあぶり出す本映画は、女性の体が他者により利用可能な資源となりつつある現状を再認識させるのみならず、「母と子を引き離すという行為」の持つ意味を、根幹から考え直す契機をもたらすだろう。

制作者 CBC：生命倫理文化センター

Producer



▲ジェニファー・ラール
生命倫理文化センター代表

本ドキュメンタリーは、米国のNPO団体「The Center for Bioethics and Culture（CBC：生命倫理文化センター）」が制作した。同団体は生命倫理に関する社会問題を対象に、ウェブサイトを通じた情報発信をはじめ、ドキュメンタリー映画制作や、講演、メディアのインタビュー出演などを行っている。米国内の法律制定に係る公聴会はもとより国連でも発言し、国際的に生殖技術政策への政治的発言力を高めつつある。ドキュメンタリー映画としては本作品のほか、卵子ドナーの健康被害実態を扱った『eggsploration（邦題：卵子提供 美談の裏側）』（2010,2013）、匿名で提供された精子により生まれた人の問題を描く『Anonymous Father's Day』（2011）などがある。



Darren Spedale
Founder, Family By Design



Dr. Joe Taravella
Licensed Clinical Psychologist



Kathleen Sloan
Board of Directors, National Organization for Women (NOW)

原題 「Breeders : A Subclass of Women?」 について

Surrogate—This is her story

Heather ヘザー



最初の代理出産は20歳のとき。このときヘザー自身はすでに2人の子がいた。Webに広告を出し、無事に双子の女の子を出産。その後、再び代理母になろうと考えてWeb広告を出す。2組目に当たる依頼者の最初の児は死産となり*、2度目の胎児は裂脳症であることが判明し、依頼者から中絶を迫られるが拒否して出産。産まれた男児は依頼者が引き取ったが、その後の行方は不明。

Cindy シンディー



「君が赤ちゃんを産み、僕がそれを経済的に支える」と持ちかけた男友達との間に、提供卵子を用いた体外受精で双子をもうける。出産後、父親である男友達はパートナー(男性)と共に病院に来て「これは代理出産であり、シンディーは母ではない」と主張、裁判になる。裁判ではテキサス州法の「産んだ女性が母」との規定が優先され、シンディーは母と認められたが……。

Tanya ターニヤ



ゲイカップルのために、自身の卵子を使用して人工授精により妊娠、女の子を出産した。女の子は産後すぐにゲイカップルが連れ帰ったが、女の子が生後6か月を迎えたころ、カップルは引越し、行方がわからなくなる。ターニヤは探偵を雇い、裁判にも訴えた。ターニヤの家にいる間、その娘は「私はママそっくり。なぜ私をよそにあげたの?」と無邪気に尋ねてくるという。

Gail ギール



ゲイである弟カップルのため、提供卵子と弟の夫の精子を用いて双子の女の子を出産。弟の提案でテキサスの自営業をたたみ、家も売ってニュージャージーへ引っ越した。妊娠中に体調が悪化、それに伴い弟カップルとの関係が不仲になると、弟の夫はギールに中絶を勧めたが、ギールはテキサスに逃れて出産。産後は親権裁判となる。弟側の証人は「男性のために子を産む生殖階級の女性が必要だ」とまで言い出し*、ギールは〈代理の子宮〉と呼ばれた。

Jessica ジェシカ

人工授精型の代理出産により出生。幼いころから家族間にしっくりしない感じをもち、その後事実を知り、26歳のとき *birth mom* (産みの母) を見つけ出す。「代理出産には100%反対、何のためなのかもわからない。代理出産のもつ負の側面をもっと知られるべきです」と話す。国際的な代理出産反対キャンペーン〈Stop Surrogacy Now〉(p.12 参照)の発起メンバーの1人でもある。



**Women aren't just empty vessels.
The womb isn't arbitrary.
Women aren't breeders, and we need
to consider the children.**

—Jennifer Lahl

*はいずれも彼女達のことを報じた新聞および裁判記録などからの情報

代理出産とは何か

それはけっして「新しい問題」ではない

代理出産(surrogacy)とは、他者に妊娠を依頼し、お互いの同意の上、医学的な介入、ときには性交による自然妊娠を経て、産まれた子を依頼者が引き取るという、契約妊娠を指す。

これはしばしば「生殖技術の進展により」生じた「新しい問題」とされるが、歴史的に見れば、代理出産／契約妊娠は、科学技術の進歩の結果というより、古来よりさまざまな文化の中で用いられ続けてきた、いわば“おなじみの方法”である。

西洋の古典的代理出産

古来よりの代理出産(古典的代理出産)は性交により妊娠し、生まれた子を依頼者に渡すものである。西洋文化圏における有名な例として、聖書の記載が挙げられる。アブラハムの妻サラは不妊で自ら子を産めないため、自分のエジプト人女奴隷・ハガルにアブラハムの子を産ませている(創世記、16章)し、ラケルはヤコブとの間に子を作るため、やはり自分の女奴隷に子を産ませている(創世記、30章)。これらの記載から、かつて奴隷を側女(代理母)として子を得る行為が一般的だったと推測される。

韓国・中国の古典的代理出産

東アジアでは、同様の慣習が比較的最近まで存在していた。

たとえば朝鮮時代の韓国には「シバジ」(直訳すると「種受け」)と呼ばれる代理母が存在していた。淵上によると、シバジは子どもの産めない妻に代わり、夫と交合して男児を産むことを生業としていた。シバジは男児を産めば高い報酬を受け取ることができたが、女兒を産んだ場合は報酬もほとんどなく、その女兒を連れて村に帰るので、シバジの村は女ばかりとなり、シバジの娘もまたシバジとして生きていく。

中国では、元代以前から明清朝にかけて、租妻(妻の賃貸)や典妻(妻の質入れ)と呼ばれる行為により、他人の妻を借りて子を産ませることがあった。この制度を用いて他人の妻を借りる側の多くは、自らの妻が原因で子がいなかったか、子が夭折し妻は老年で出産できない、あるいは貧困で妻が娶れないといった背景のもと、子を得るために実施していたという。そのため本制度は「租吐子(腹を貸す)」とも呼ばれていた。

日本の古典的代理出産

子を産ませる目的で女性と契約する制度は日本にも見られる。江戸時代中期から明治初期までの妾は、性欲の対象としてだけでなく、子を得るための役割も果たしていた。江戸時代中期には、「妾奉公」の名で、一種の職業的立場として扱われる場合もあった。妾奉公に関する資料によると、奉公期間中に得た子は主人の子となるが、妾は年季が明ければ子を産んだまま、何も求めず家を去らねばならなかったことが示されている。

生殖目的としての妾の位置づけは、明治政府が制定した「新律綱領」の中にも、明確に表れている。そこでは家の子を得る必要性から、妾が正式に法律上の家族制度の一員として位置づけられた。加藤秀一は、これら妾の役割を「上層武士階級にとっての妾とは『家』を維持するためのいわば『生殖装置』」であり、明治初期の家族制度への導入も「生殖機械としての女性を効率よく利用することで『家』の継続を保障し、国家の基盤を強化」するためだったと論じている。

近代的代理出産の“発見”

西洋における古典的代理出産は、キリスト教の影響により、遅くとも 11 世紀ごろにはこの習慣が実質的に禁止されるようになったと考えられる。同様に、韓国・中国・日本など東アジアにおける古典的代理出産制度・慣習も、それぞれの文化圏に西洋文化が流入すると共に、女性の権利を侵害する非人道的なものとして、廃止に至っている。

他方、米国ではこうした古来よりの契約妊娠が、「代理出産 (surrogacy)」という名で新たに“発見”され、売り出された(次ページ参照)。聖書の記述や東アジアで実施されていた慣習を「古典的代理出産」と呼ぶなら、こちらは「近代的代理出産」と呼び得る。そして、この近代型代理出産を多くのメディア(あるいは代理出産の先導者)はしばしば「科学技術の恩恵」といった言葉で表現してきた。しかしながら、代理出産で用いられる技術は、人々がイメージするような最先端の科学技術ではないうえ、現在では、より安価な代理出産のため性交による代理出産さえ報じられている。すなわち代理出産の根底にあるのは、科学技術や性交の有無でさえなく、「子を妊娠し引き渡す契約」の有無である。

代理出産という問題を考えていく際には、近代社会がいったんは「非倫理的」「非人道的」とラベル付けした行為が、「科学技術の進展」「科学の恩恵」という新たな言説をまとい、あたかも別の行為として認識され、容認されているという点を十分踏まえておくべきであろう。

本質にある倫理的問いとは

代理出産は、しばしば「子宮の貸し借り」の言葉で表現される。しかし代理出産は、取り出し可能な臓器の贈与や交換ではなく、生きた人間の身体行為そのものを他者へ利用させる行為である。

近代社会では、人体工場や臓器の取引が禁止されているように、他者の生存そのものを取引の対象とする隷属制や、たとえ一部でしかなくとも、人体部品を譲り渡す行為は、禁忌とされている。それにもかかわらず、こと代理出産に限れば、女性の身体そのもの——そこには当人の意志の関与できない生理活動も含まれる——を貸し借りや取引の対象とする方法が、取り立てて大きな抵抗もなく普及し、さらに拡大されようとしている。

性と生殖に関連する場面では、女性の身体は、ごく簡単に他者による介入や取引が可能な存在として位置づけられる。この社会は、女性が一般的な臓器や組織工場になるのは許さない一方で、こと生殖の文脈では、女性の体を守ろうとしないばかりか、むしろ積極的にそれを他者のために利用させることが推奨される。

この行為の本質にある倫理的問いとは何か。それは、古来より続き、いまだ明確な回答のなされていない困難な問題、すなわち妾制度や隷属制度、または現在の買売春議論まで続く、他者の身体を利用することは許されるのかという問い、その行為をめぐる議論の中に見いだされよう。

【参考文献】

柳原良江,2011,「代理出産における倫理的問題のありか—その歴史と展開の分析から—」,『生命倫理』,第 22 号,日本生命倫理学会.

柳原良江,2017,「フェミニズムの権利論」,田上孝一(編),『権利の哲学入門』,社会評論社.

淵上恭子,2008,「シバジ」考—韓国朝鮮における代理母出産の民族学的研究—」,『哲学:特集 文化人類学の現代的課題Ⅱ』,119 号,三田哲学会.

加藤秀一,2004,『〈恋愛結婚〉は何をもたらしたか—性道徳と優性思想の百年間』,筑摩書房.

代理出産の発明とアメリカの状況

代理出産の発明と普及

代理出産は、1976年に米国ミシガン州の弁護士ノエル・キーン(Noel Keane)により発明された。キーンは、カリフォルニアの独身男性が、人工授精を用いて自分の子を妊娠し、産まれたら引き渡してくれる女性を探す広告を新聞に掲載した出来事にヒントを得て、同様の方法を「代理出産」という名で売り出した。

当初は批判も多かったこの方法に、現在のように肯定的な認識を与える大きな契機をもたらしたのは、全米初の代理母として知られるエリザベス・ケインを中心としたキャンペーンである。ケインは妊娠中、彼女による代理出産を担当した産婦人科医らの手配により、米国内で数々の著名なメディアに出演し、代理母の必要性と価値を謳った。実際のところ彼女は出産後にその経験を後悔し、自らベビーM事件(下記参照)に伴う代理出産反対運動に身を投じるが、米国では、彼女らの活動を通じて、代理出産に対する肯定的な考え方が普及することになった。

ケインのキャンペーンを始め、80年代前半に盛んに論じられたのは、それをボランティアと位置づけ、女性同士の助けあいとみなす発想である。もともとこの解釈は、上述した代理出産の発明者、ノエル・キーンによって作り出されたものである。キーンは代理出産を人身売買として批判されないよう、無償のボランティア女性による「人助け」に位置づけた。そして無報酬ながら代理母となる女性を集めるための宣伝文句として「利他的(Altruistic)」の言葉を利用した。ただし本当の無報酬では女性たちが集まらず、のちに代理母への報酬が支払われる形へと変化することとなり、結果的に代理母の報酬を不当に低額なものに抑える原因を作ることとなった。

エリザベス・ケインを斡旋した産婦人科医は、マス・メディアを通じて代理出産を「科学の恩恵」と位置づけた。初期の代理出産で使われた技術は、200年以上前に実用化された「人工授精」という「手技」だったが、それがあたかも最先端の科学知により編み出された新技術であるかのように位置づけられた。特別な技術としての認識は、値段にも反映されている。1980年代、通常325ドルしかかからなかった人工授精が、代理出産の契約のもとでは1500ドルで実施されていた。

ブームの減退

このような代理出産は、米国初の代理出産による親権裁判となった「ベビーM事件」により、広く非難されることとなった。ベビーM事件とは、1986年にニュージャージー州の代理母が、自ら産んだ子の引き渡しを拒否し、依頼者によって訴えられた出来事である。この裁判を通じ、代理出産契約を問題視する研究者や女性団体はもちろん、過去に代理出産を実施した代理母当事者や宗教団体、さらに政治的保守派も巻き込み、代理出産の反対運動が高まることとなった。その結果、判決では代理出産契約じたいが無効とされ、代理母が実の母親として認められた。またこの当時盛んになった反対運動により、いくつかの州や地域で、代理出産が禁止または契約じたいが無効



とされた。現在も米国では、反対運動の盛んであったミシガン州やワシントン D.C.など、代理出産が厳格に取り締まられている州や地域があり、それはこの当時の運動の成果によるものである。そしてこの時期から、米国内でも代理出産の流行はしだいに減退していく。

代理出産の復活とアウトソーシング化

しかし代理出産は、1993年の「ジョンソン対カルヴァート事件(Johnson vs. Calvert)判決」の影響を経て、再び人気を回復する。この事件は、代理母のジョンソンが、依頼者であるカルヴァート夫妻の遺伝的な子を、体外受精を経て妊娠・出産し、生まれた子の引き渡しを拒んだものである。判決では代理母を実の母親とみなしたベビーM事件と異なり、子の母親は妊娠・出産したジョンソンではなく、使われた卵子の持ち主であり、依頼者として子を持つ意思のあったカルヴァート夫人にあるとした。この判決をきっかけに、代理母による親権裁判を恐れて下火になっていた代理出産は、人工授精の代わりに体外受精を用いる形で、急速に普及することになる。その結果、現在までにカリフォルニア州をはじめ、代理出産を合法的に実施できる州で、世界中の富裕層向けに大きな代理出産市場が作り出されている。そして米国の代理出産産業の拡大は、さらに非富裕層向けの市場として、アメリカ以外の発展途上国で「生殖アウトソーシング」と呼ばれる代理出産をも生み出すようになった。

アウトソーシング先として、かつてはインドやタイが有名であった。2016年現在、両国とも外国人による代理出産を禁じているが、新たな委託先の開拓は常に行われており、ある国で有償の代理出産が禁止されても、すぐに拠点を移し別の国で同じビジネスが繰り返される。隣接するメキシコ*や医療費の安いカナダはもちろん、近年では、カンボジアやジョージア共和国などが新たなアウトソーシング先として注目を浴びている。

*メキシコでは2015年に可決された法案により、2016年1月14日より外国人による依頼が禁止された。

【参考文献】

柳原良江,2017,「フェミニズムの権利論」,田上孝一(編),『権利の哲学入門』,社会評論社.

ドキュメンタリーで用いられている用語について

近代型の代理出産は米国で「surrogacy(サロガシー)」と称され、代理母は「surrogate mother」と呼ばれた。またベビーMのような人工授精による代理出産は Traditional Surrogacy、体外受精による代理出産行為は Gestational Surrogacy であり、後者の代理母は「gestational surrogate mother」と称される。人工授精型は自然妊娠と同じく母体は胎児と遺伝的につながっているが、体外受精型の場合、他者の卵子で作成された受精卵により妊娠するため、母体と胎児に遺伝的つながりはない。

他方、近年は代理母となる女性を「gestational carrier」と呼ぶことがある。本ドキュメンタリーにおいても、代理出産に関わる医師が代理母となる女性のことをこう呼んでいる。日本語字幕では「受胎キャリアー」と訳したが、carrierはもともと生物学的あるいは畜産業界の用語であり、直訳では「懐胎媒介者」である。はっきりとした経緯は不明だが、surrogacyを用いると、どうしてもmotherの言葉を使わざるを得ないのでsurrogacyという表現自体にとって代わる言葉としてgestational carrierが登場したようである。しかし、本ドキュメンタリーで全米女性機構の弁護士、モナリサ・ウォーレスが指摘しているように、これは産む女性を非人間化するものではなからうか。

フランスの代理出産

1994年の生命倫理法により、「他者のための妊娠 la gestation pour compte d'autrui(代理出産)」に関わる契約は無効(民法典)、代理出産を依頼したい人と代理母になろうとする人を仲介する行為には刑罰が課される(刑法典)。代理出産が認められないのは、人の身分(ある母親の子どもでもあるということ)や人体を当事者が勝手にやり取りすることは公序に反するという理由である。

これらの規定は一定の歯止めとなっていると思われるが、代理出産してもらいたい人々の一部は、代理出産できる国——裁判例からはアメリカ合衆国、インド、ロシア、ウクライナなど——で行っているようだ。最近まで、外国でフランス人が依頼した代理出産によって生まれた子どもと依頼した人との親子関係は、帰国後認められてこなかった。依頼者を親とする現地の出生証書を国内の身分登記簿に転記することや、養子縁組ができなかったのだ。しかし、2014年に欧州人権裁判所が、フランスは子どもの私生活を尊重する権利を侵害していると判断し、この判決を受けて、2015年に破毀院(最高裁に相当)は、ロシアでの代理出産で生まれた子と依頼男性の父子関係を認めている。外国での代理出産がしやすくなったと受け止められることが懸念される。

【参考文献】

小門穂『フランスの生命倫理法 生殖医療の用いられ方』(ナカニシヤ出版、2015)

ドイツでは代理出産禁止。子の連れ込みも困難

ドイツでは1989年の「養子斡旋及び代理母斡旋禁止に関する法律」において、代理母を斡旋したりその事業を宣伝したりすることが禁じられた。1990年の「胚保護法」では、「出産後、その子を第三者に譲渡する用意のある女性(代理母)に、人工授精を実施もしくはヒト胚を移植した者」は、「三年以下の自由刑〔禁固刑〕もしくは罰金刑に処する」と規定された。

禁止の根拠として、まず代理出産は「子の福祉」を害するということが挙げられる。妊娠中から母子の愛着形成が始まり、安定した関係の中で出産や育児が継続的になされることが、子どもの成長にとって非常に重要であるとされる。「母性の分裂」は心理的にも法的にも不安定性をもたらす。そこに金銭や様々な大人の意図が介在すれば、子どもを育てるために望ましい環境は損なわれてしまう。子どもが欲しいという大人の願望(「子ども願望」)よりも、「子の福祉」が優先されるというのがドイツの考え方である。

2010年、ドイツ人夫婦の依頼によりインドで代理出産された子のドイツへの入国が拒否された。日本と同様に「出産者=母」であり、その子はインド人だというのである。このケースではすでにドイツ人夫婦に2年間の養育実績があったので、その後の裁判によって辛うじて養子縁組が認められたと推測されるが、その過程では「親としての資格」が厳しく吟味された¹。

【参考文献】

¹ 小椋宗一郎「代理出産をめぐるドイツの言説」、日比野由利／柳原良江(編)『テクノロジーとヘルスケア』、生活書院、2011年、178-188; 小椋宗一郎「代理出産と不妊相談」、東京大学大学院人社会系研究科「死生学研究」15号、2011年、289-311。

代理母禁止のイタリア。背景にあるカトリック倫理学

2004年に成立したイタリアの生殖補助医療法は代理母を禁ずる。生まれてくる子どもの人格の尊厳と基本的人権、特に身体的・精神的・実存的完全性への権利、そして家族への権利を侵害するからである。生命は伝えられ受け継がれる。有性種の生命の法則は雌雄の生物学的構造の内に記されている。しかし身体(corpo)と精神(spirito)の合一(unitotalità)である人格においては、生物学的法則は本能的衝動を自由な選択と義務に高める知性と精神の統制下にある。選択と義務は誠実な深い愛に根差した二人の心、知性、そして靈魂の精神的な諸力のすべてを巻き込み、その愛は生命の賜物である子どもに充満する。

代理出産において、子どもは二人の人格から遺伝的遺産を受容する一方、他のもう一人の人格である代理母から血液、栄養、そして子宮内部での活発なコミュニケーションを受容する。それは、自分の両親を知り、自分の両親によって自己を同定する子どもの権利を侵害する。また両親の一致、両親と子どもの関係の緊密性を傷つけ、家族を構成する身体的・心理的・道徳的諸要素の間にも深刻な分裂をもたらす。

【参考文献】

秋葉悦子『ヴァチカン・アカデミーの生命倫理』(知泉書館、2005)

エリオ・スグレッチャ(秋葉悦子訳)『人格主義生命倫理学総論』(知泉書館、2015)

生まれてくる子どもたちに同意は取れない

長沖暁子(第三者の関わる生殖技術を考える会)

第三者の関わる生殖技術は、その方法でしか子どもを得ることができない人も子どもを持つという希望に満ちたストーリーとして描かれる。そして、依頼者とドナーという当事者の自由意志による契約によって成り立っているとされている。このドナーの同意すらあやしいことがドキュメンタリー『代理出産 繁殖階級の女?』には描かれているが、ドナーの家族や生まれてくる子どもたちは当事者ではないのだろうか? いままで、生殖技術の議論の中で、生まれてくる子どもたちのことは視野にすら入れられていなかったのではないだろうか。

AIDで生まれた人たちは、おとなになってから自分が提供精子で生まれたことを知り、自分にとって重要な事実を親に隠されていたことに怒り、裏切られたと感じている。自分のアイデンティティーが根本から崩れ、その後の生活に大きな支障をおよぼすこともある。ある人は、自分はモノから作られたと感じており、そこに生身の人間が関わったことを確かめたいからドナーを知りたいと言う。しかし、国内では「出自を知る権利」も認められていない。そして、自分と同じ思いをする子どもたちが生まれないように望んでいる。

生まれてくる子どもたちは決して同意が取れない当事者である。もし、第三者の関わる生殖技術について語るのであれば、まず、すでに第三者の関わる生殖技術で生まれてきた人々の声に耳を傾けてほしい。生まれた人の声は、子どもがほしいという望みだけで生殖技術を推進してよいのか、そもそも家族を作るとはどういうことなのかという根本的な問いに答えることを私たちに投げかけている。

【参考文献】非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ・長沖暁子編著『AIDで生まれるということー精子提供で生まれた子どもたちの声』(萬書房、2014)

日本の代理出産と法整備状況について

普及と法整備

日本国内には1980年代から、諸外国で散発的に実施されている代理出産が報道されてきたが、マスメディアは当初それらを、単に欧米社会の特異な出来事として紹介するのみであった。

日本で本格的に代理出産が自らの問題として認識されたのは、1990年からのことである。この年、4組の日本人夫婦が米国の代理出産で子を得た事例が報道された。また翌1991年には米国での代理出産斡旋業者の事実上の支店「代理出産情報センター」(鷺見ゆき代表)が設立され、日本人が外国で代理出産を依頼する形式がしだいに普及していく。そこでは代理母の必要性はもとより、女性達はそれを人助けとして実施しているのであり、人々はそれを科学の恩恵として享受すべきであるという、米国流の代理出産解釈が繰り返し主張された。

代理出産を含む第三者の関わる生殖技術は、日本産科婦人科学会の会告により自主規制されてきたが、会告に反する行為を行う医師も出てきたことなどから、厚生労働省は1998年から第三者の関わる生殖技術について検討を開始し、2003年に代理出産は禁止すべきという提言を含む報告書を提出した。しかしこの提言に野田聖子衆議院議員が強く反対したことなどもあり、報告書に基づいた法制度はいまだ実現に至っていない。

一方、厚生労働省が検討を重ねていた2001年に、長野県の産婦人科医が国内初の代理出産を行ったことを公表する中、タレント夫妻が代理出産依頼のため渡米すると、代理出産をめぐる米国流の言説、つまり「女性同士の助け合い」「科学の恩恵」という概念がメディアを通じて頻繁に主張され、人々の代理出産に対する認識は、肯定的なものへと大きく変化していった。

たとえば2006年には柳沢厚生労働相(当時)が、変化しつつある世論を背景に、厚生労働省の報告書にはこだわらず、代理出産を容認する法整備の可能性に言及している。また政府は日本学術会議に対し代理出産についての審議を依頼し、2008年に日本学術会議対外報告が公表されるが、そこでは代理出産を「原則として禁止」するも、「試行として実施する」という結論を出し、厳密に禁止を求めるものとはならなかった。

近年では、2014年に自民党プロジェクト・チームが、代理出産と卵子提供を可能とする「生殖補助医療法案」を作成している。2015年6月には自民党の法務・厚生労働合同部会において法案骨子が了承、さらに2016年3月には法案骨子に基づいた民法の特例法案(卵子提供や代理出産では産んだ女性と母とする等の内容)も了承された。

拡大する市場

代理出産を制限する法律を持たない日本人にとって、それは資金さえあれば誰もが利用可能な便利なサービスとなっている。そこに年齢も性別も関係しない。2008年には、独身の日本人男性がネパール人女性からの提供卵子を用いてインド人女性に代理出産をさせて子をもうけたものの、子を日本に連れ帰ることができない問題が生じた(マンジ事件)。2014年にも、日本人男性がタイ人の代理母を用い、19人の子をもうけたことが報道された。また高齢の独身女性が外国で卵子と精子を購入のうえ、代理母に妊娠を依頼し、生まれた子どもを日本に持ち帰った事例もある。

さらに近年では法律不在の日本が、代理母の供給地として注目されている。2016年には日本国内で、日本人を含め経済的に困難を抱える女性たちが、中国人依頼者の代理母に従事している事実が判明した。これまで日本人は主に外国で代理出産を実施し、現地で国際的な問題を引き起こしてきたが、近年では日本が逆の立場に置かれつつある。

国内・国外の「代理出産」関連年表

	海外の出来事	日本の出来事
1976	米国人弁護士ノエル・キーンが、人工授精を用いた代理母のあっせん業「NY不妊センター」を開始。	
1978	イギリスで世界初の体外受精ベビーが誕生	
1983	オーストラリア：提供卵子と提供精子を用いた胚の移植に成功（その後流産する）	日本で初の体外受精ベビーが誕生（東北大学）、同年、日本産科婦人科学会（日産婦）は初の倫理に関する見解として「体外受精・胚移植に関する見解」を発表。
1984	提供された卵子による出産（体外受精）が報告される	
1985	イギリス「代理懐胎取り決め法」（非商業的代理懐胎容認）制定 米国：世界発の体外受精型代理出産による出産例報告	国内初の体外受精による多胎妊娠・出産
1988	ベビーM裁判、ニュージャージー州最高裁判所の判決	新潟大学医学部、日本で始めて体外受精卵の凍結保存を開始
1990	■ドイツ「胚保護法」制定	日本人夫婦 4 組がアメリカの代理出産あっせん業者を利用し子を得ていた事が明らかになる。
1991	韓国：代理出産契約は公序良俗に反するとして無効判決。	民間の「代理母出産情報センター」（代表・鷲見ゆき氏）が開設（現在は「卵子提供・代理母出産情報センター」という名称）
1993	米国：ジョンソン対カルヴァート事件の判決が出る。	
1994	■フランス「人体尊重法」制定	
1996	米国：63歳の女性が提供卵子を用いて妊娠・出産。	インターネット上で精子バンク「エクセレンス」が登場 民間クリニックにおける義父からの精子提供も明らかになる。
1998	米国：プザンカ事件の判決が出る。代理母が出産前に依頼者夫婦が離婚。ドナー卵子を使用。元妻が「母」となった。	厚生科学審議会・先端技術評価部会・生殖技術に関する専門委員会設置（2000年、報告書発表→議論は生殖補助医療部会に引き継がれる）
2000	世界で初めての子宮移植実施（生体間・サウジアラビア）	
2001	米国：51歳レスビアン女性が弟からの提供精子と提供卵子による体外受精を経て子供を妊娠・出産。 フランス：62歳のフランス人独身女性が実弟を夫と偽り米国で弟の精子と提供卵子を用いて妊娠。フランスで出産。	諏訪マタニティークリニック根津医師が国内初の代理出産を公表（姉妹間） 米国で卵子提供を受けた日本人60歳女性が、日本の病院で出産。 飯塚理八氏を中心に、代理懐胎等を推進する団体として「妊娠・出産をめぐる自己決定権を支える会：FROM」が発足。
2003	韓国：「生命倫理及び安全に関する法律」により配偶子の売買が禁じられる。	4月、厚生省生殖補助医療部会が報告書を提出、代理懐胎は禁止の方針。法制審議会も子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案を発表。同月、日産婦も「代理懐胎に関する見解」を公表し、実施を認めないとした。 11月、日本人タレント夫妻が米国・代理出産で双子を得る。
2004	■イタリア「生殖補助医療法」制定 ■フランス「生命倫理法」制定	品川区役所、代理出産で子を得たタレント夫妻が提出した出生届を受理せず。
2006	米国：テキサス州の「アブラハム生命センター」が受精卵の販売を開始	諏訪マタニティークリニック、母が娘夫婦の受精卵で代理出産したことを公表。
2007	台湾：「人工生殖法」制定・施行	3月、タレント夫婦の子どもを実子とは認めない最高裁判決が出る。
2008	米国：「世界一セクシーな男」と呼ばれた歌手リッキー・マーティンが、代理出産で双子を得た事実が世界的に報じられる。以降、女優のサラ・ジェシカ・パーカー（2009）や、英国人歌手エルトン・ジョン（2010）、女優ニコール・キッドマン（2011）など、芸能人による商業的代理出産の事例がメディアで頻りに報道されるようになる。	4月、日本学術会議が『代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題—社会的合意に向けて—』公表。代理懐胎禁止だが「試行、の道を残す。 5月には野田聖子議員らを中心とする「代理出産の法整備を進める超党派勉強会」（以前の名称から改称）スタート。 8月、日本人40代の男性がインドの代理母に依頼し、代理母が産んだ女児が出国できない事案が世界的に報道される（マンジ事件） JISART（日本生殖補助医療標準化機構）提供卵子による体外受精を開始。
2011	中国：中国人夫婦が2人の代理母を用いて一度に8人の子を持った事例が報道される。	野田聖子議員、米国で卵子を購入のうえ妊娠。50歳で男児出産。
2012	米国：代理出産を専門とするカリフォルニア州の弁護士が、乳児売買組織で違法行為をしたとして有罪判決。	6月、自民党有志により生殖技術についての法案の素案がまとめられる。 9月、日本医師会は「生殖補助医療法制化検討委員会」を設置。
2013	タイ：オーストラリア人カップルがタイで代理出産を依頼し、生まれた双子のうち障害を持つ子を置き去りにする（ベビー・ガミーの事例）。 米国：代理出産を依頼した夫婦が、胎児の身体に異常が認められた後、代理母に15000ドルで中絶を依頼するも、代理母は応じず。中絶が無理とわかると一転し、いずれ産まれる子の親権を要求。代理母は、代理出産が無効になる州に避難し、そこで出産するが、のちに経済的問題により子を養子に出す。	10月、自由民主党「生殖補助医療に関するPT（プロジェクトチーム）」開始。 12月、性同一性障害で女性から性別変更した男性が、AIDによって妻との間に生まれた子どもの「父」と認める最高裁判決。
2014	世界初の子宮移植後の出産例が報告される（スウェーデン）	4月、自民PTが代理出産を限定的に容認するという法案をとりまとめる。実業家とされる日本人男性がタイ代理母を利用し多数の子を得たと報道される（のちに19人と判明）。
2015	10月、インド政府が外国人による代理母利用を禁止する方針を出す。12月にはメキシコで外国人でも合法的代理出産が可能だったタバスコ州が、外国人による代理出産禁止を決める。	6月、自民PTによる法案骨子を自民法務・厚生部会も了承。8月には民法の特例法案も了承され、当期国会への法案提出を目指したが未提出となる。

【主な参考資料】 神里彩子・成澤光(編)、2008『生殖補助医療 生命倫理と法—基本資料集3』信山社



グローバルな運動「今こそストップ！ 代理出産」

<http://www.stopsurrogacynow.com>

2015年5月から、国際的な代理出産反対キャンペーン〈Stop Surrogacy Now〉「今こそストップ！ 代理出産」が始まった。主宰は WORLDWIDE COALITION TO END SURROGACY AND THE EXPLOITATION OF WOMEN AND CHILDREN(代理出産の実施と女性の子どもの収奪を廃止するための世界連合)。呼びかけ人には米国・生命倫理文化センター代表のジェニファー・ラール、『代理母ーベビーM 事件の教訓』(平凡社)のフィリス・チェスラー、レナーテ・クライン(オーストラリア)、ファリダ・アクター(バングラディッシュ)などのほか、代理出産で産まれた人や代理母となった人、18カ国から約100名、16の団体が名を連ねている。以下は声明の一部抜粋である。

「私たちは、多くの人が、親にならねばならないと渴望していることは認識しています。しかし、多くの願望がそうであるように、そこには限界があるはずで。人権は、その限界とは何であるべきかを明確にする重要な指標をもたらしてくれます。代理出産は中止されるべきです。それは、女性と子どもたちの人権を蹂躪する行為です。」 ※なお「声明」は日本語もアップされている。

「代理出産を問い直す会」について

<http://nosurrogacy.lib.i.dendai.ac.jp/>

「代理出産を問い直す会」(代表：柳原良江)は2008年に東京大学大学院人文社会系研究科グローバルCOEプログラム「死生学の展開と組織化」(現死生学・応用倫理センター)の若手研究員3名により設立され、代理出産を中心に、第三者の関わる生殖技術に関する問題の研究を行ってきた。

一般的にこの方法は医学・科学技術的側面から語られがちだが、本会では特に、生命や人の意味・価値、あるいは搾取や収奪など人文社会的な側面に焦点を当てている。学術的な研究活動に加え、国内で代理出産に関する重要な社会問題が起きた時には会からコメントを発表している。

近年では世界的な代理出産反対キャンペーン” Stop Surrogacy Now” による声明の日本語訳「今こそSTOP！ 代理出産」を制作した。2014年には米国・生命倫理文化センター(CBC)のドキュメンタリー映画『eggsploitation』の日本語版を作成(邦題『卵子提供美談の裏側』)、そして2016年には『Breeders: A Subclass of Women』の日本語版を作成した。上映希望の場合は連絡を。また会員も随時募集している。

📺 日本語版『卵子提供 美談の裏側』は
下記サイトから有料で視聴可能

<https://vimeo.com/ondemand/eggsjapan>

